

# 液化ガスばら積船における開口部の閉鎖装置に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

## 改正事項

液化ガスばら積船における開口部の閉鎖装置に関する事項

## 改正理由

2014年5月に開催された第93回海上安全委員会(MSC93)において、IGCコードの全面改正が決議 MSC.370(93)として採択された。同コード 3.2.6 規則では、毒性プロダクトを運送する場合、開口部に設ける閉鎖装置に内側からの操作を要求する一方、甲板倉庫等通常人がいない区域であれば、毒性プロダクトを運送する場合であっても内側からの操作を要求しない旨が規定された。

上記改正に関し、IACS は内側からの操作が要求される閉鎖装置については、集中制御場所から遠隔で操作するものとしてよい旨規定する IACS 統一解釈 GC15 を 2016年2月に採択した。

2016年9月に開催された IMO 第3回貨物運送小委員会(CCC3)において、本統一解釈が審議された結果、集中制御場所からの遠隔操作は、内側からの操作が要求される閉鎖装置の代替操作手段として認められないとする修正が合意され、同年11月に開催された IMO 第97回海上安全委員会(MSC97)において、MSC.1/Circ.1559として承認された。

このため、MSC.1/Circ.1559に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 各区域の内側からの操作が要求される閉鎖装置について、集中制御場所からの遠隔操作は当該装置の代替操作手段として認められない旨規定した。
- (2) 各区域の閉鎖装置については、いずれの場合にあってても当該区域の外側から操作できるものとする旨明確化した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 N 編 N3.2.6